

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

募集要項

【変更版】

令和3年9月

小山市

【募集要項】

目 次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	2
2.1 事業の目的	2
2.2 事業名称	2
2.3 事業主体	2
2.4 事業方式	2
2.5 選定方式	2
2.6 対象施設	2
2.7 業務内容	5
2.8 事業期間	6
2.9 見積上限価格	7
2.10 関係法令等	7
2.11 本市による事業の実施状況のモニタリング	7
第3章 プロポーザル応募の手続等	9
3.1 募集等のスケジュール	9
3.2 応募者の構成及び事業スキーム	10
3.3 プロポーザル応募に関する手続き	12
3.4 プロポーザル応募に関する留意事項	15
3.5 担当窓口	16
第4章 応募者の備えるべき応募資格	18
4.1 応募者の応募資格要件（共通）	18
4.2 設計企業に必要な資格要件	18
4.3 土木建築企業に必要な資格要件	18
4.4 機械設備企業に必要な資格要件	20
4.5 電気設備企業に必要な資格要件	20
4.6 維持管理企業	21
4.7 地元企業に必要な資格要件	21
4.8 応募者の制限	22
4.9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	22
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	23
5.1 応募資格審査書類	24
5.2 提案内容審査に関する提出書類	25
第6章 事業者の選定方法	28
6.1 事業者選定審査委員会	28
6.2 事業者選定において重視するポイント	28

6.3	応募資格審査書類の審査.....	28
6.4	提案書類の確認.....	28
6.5	提案価格・基礎審査.....	29
6.6	提案内容の審査.....	29
6.7	技術評価審査.....	29
6.8	最優秀提案者等の選定.....	29
6.9	優先交渉権者の決定.....	29
6.10	審査結果の通知及び公表.....	30
第7章	本市と事業者の責任分担.....	31
7.1	基本的考え方.....	31
7.2	予想されるリスクと責任分担.....	31
第8章	契約に関する事項.....	32
8.1	契約手続き.....	32
8.2	契約の枠組み.....	32
8.3	契約保証金.....	32
第9章	対価の支払い.....	33
9.1	費用の構成.....	33
9.2	費用の調達.....	33
9.3	費用の支払方法.....	33
9.4	建設工事で予定している財源内訳.....	33
9.5	維持管理業務で予定している財源内訳.....	33
9.6	物価変動による工事費の変更.....	34

第1章 募集要項の位置づけ

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、小山市（以下、「本市」という。）が「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」（以下、「本事業」という。）をDBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、公募型プロポーザル方式を用いて本事業に係る事業者の募集及び選定を行う際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 基本契約書（案）
- (6) 設計建設業務請負契約書（案）
- (7) 維持管理業務委託契約書（案）

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

本事業は、老朽化対策、耐震化を目的として、若木浄水場の大規模な更新を実施するものである。若木浄水場の更新整備時に給水能力が低下することから、若木浄水場の更新に先立ち、鶉島浄水場の設備修繕及び羽川西浄水場の施設増強を行う。

また、若木浄水場を含む本市の管理する浄水場や取水塔、深井戸等の場外施設の維持管理業務を一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待している。

2.2 事業名称

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

2.3 事業主体

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野正富

2.4 事業方式

『設計・施工・維持管理一括発注方式 (DBO 方式)』

2.5 選定方式

公募型プロポーザル方式

2.6 対象施設

本事業の整備対象施設を表 1～表 3 に、維持管理の対象となる小山市内水道施設を表 4 に示す。

表 1 若木浄水場の整備対象施設

No	施設名	概要
1	取水施設	原水を取水する取水ポンプ設備を更新する。
2	浄水施設	沈砂池、沈殿池、急速ろ過池について耐震補強を行った上で、浄水処理を行ううえで浄水処理に必要な設備を更新する。また、沈殿池には遮光ネットを新設する。
3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための設備を更新する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。
4	薬品注入設備	浄水処理に必要な薬品注入設備を更新する。活性炭注入設備はドライ炭として更新する。原水の pH 調整のための硫酸注入設備、凝集不良時のための後 PAC 注入設備を新設する。
5	配水ポンプ設備	給水区域に配水するための配水ポンプ設備を更新する。
6	電気計装設備	受変電設備、動力設備、計装設備、中央監視設備、ITV 設備を更新し、自家発電設備を新設する。
7	場内配管	更新に伴う、必要な配管は整備する（実施方針書別紙 7 参照）。
8	工作室	撤去する場合、工作室を新設する。
9	場内整備	沈殿池、急速ろ過池の道路側フェンスを更新し、異物混入防止策を実施する。

表 2 鶉島浄水場の整備対象施設

No	施設名	概要
1	深井戸	取水する水中ポンプを更新する。
2	浄水施設	ろ過機のろ過砂交換、塗装の修繕と一部の設備の更新、洗浄水ポンプを増設する。また、浸水対策を行う。
3	排水処理施設	一部の設備を更新する。
4	薬品注入設備	浸水対策を行う。
5	配水ポンプ設備	給水区域に配水するための配水ポンプ設備を更新する。
6	電気計装設備	計装設備、中央監視設備の更新と動力設備を増設する。

表 3 羽川西浄水場の整備対象施設

No	施設名	概要
1	取水施設	東島田取水塔内の取水ポンプ設備を増設する。
2	薬品注入設備	浄水処理に必要な薬品注入設備を増設する。
3	配水ポンプ設備	給水区域に配水するための配水ポンプ設備を増設する。
4	電気計装設備	動力設備の増設、自家発電設備と中央監視設備の一部の更新を行う。
5	水質分析設備	各種水質を分析する機器を更新する。

表 4 小山市内水道施設

施設名		住所
1. 若木浄水場		小山市若木町 1-8-10
2. 鶉島浄水場		小山市渋井 779-55
3. 羽川西浄水場		小山市黒本 771
4. その他施設	喜沢取水塔 (若木浄水場外)	小山市喜沢烏久保 1492 先
	深井戸 (予備水源) (若木浄水場内)	小山市若木町 1-8-10
	深井戸 1 号 (鶉島浄水場内)	小山市渋井 779-55
	深井戸 2 号 (鶉島浄水場外)	小山市若木町 2-6-44
	深井戸 3 号 (鶉島浄水場外)	小山市渋井 779-1
	東島田取水塔	小山市東島田 2396 先
	深井戸 4 号 (東島田取水場内)	小山市東島田 2397
	深井戸 5 号 (羽川西浄水場内)	小山市黒本 771
	深井戸 7 号 (羽川西浄水場外)	小山市扶桑 3-391-8
	深井戸 8 号 (羽川西浄水場外)	小山市羽川 141-7
	深井戸 9 号 (羽川西浄水場外)	小山市東島田 2495
	深井戸 11 号 (羽川西浄水場外)	小山市飯塚下川原 1769-8
	深井戸 12 号 (羽川西浄水場外)	小山市南半田下川原 2195-2

※深井戸 6 号は欠番、深井戸 10 号は将来整備予定

2.7 業務内容

1) 設計建設業務

表 5 事業者が行う業務範囲の概要（設計・建設業務）

区分	業務	内容	
調査 設計業務	調査業務	測量調査	設計・施工に必要な部分の測量調査を行う。
		地質調査	設計・施工に必要な部分の地質調査を行う。
		埋設物調査	既設図面及び現地において埋設物の位置が把握できない場合の試掘等の調査を行う。
	設計業務	基本設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、基本設計を行う。
		詳細設計	調査業務の結果や基本設計に基づき、詳細設計を行う。また、詳細設計図書の作成を行う。
		設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続に必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る発注者の支援を行う。
建設 工事業務	工事業務	各種工事及び工事現場管理業務を行う。	
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続に必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。	
	各種調査業務	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査等について事前及び事後調査を行う。	
	補助金申請書等作成補助業務	補助金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成に係る発注者の支援を行う。また、本市が会計検査を受検する際に、資料作成等の支援を行う。	

2) 維持管理業務（第1期：令和4年4月から更新後浄水施設運用開始まで）

ア) 委託範囲

既設若木浄水場

既設鶉島浄水場

既設羽川西浄水場

その他水道施設（表 4 小山市内水道施設参照）

イ) 委託方式

第三者委託

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。

- ① 運転管理業務
- ② 保守管理業務
- ③ 環境整備業務

- ④ ユーティリティ調達業務
- ⑤ 災害及び緊急時対応業務
- ⑥ 修繕業務
- ⑦ その他業務

3) 維持管理業務（第2期：更新後浄水施設運用開始から令和17年3月まで）

ア) 委託範囲

若木浄水場

鶉島浄水場

羽川西浄水場

その他水道施設（表4参照）

イ) 委託方式

第三者委託

業務項目

業務項目は以下のとおりである。

- ① 運転管理業務
- ② 保守管理業務
- ③ 環境整備業務
- ④ ユーティリティ調達業務
- ⑤ 災害及び緊急時対応業務
- ⑥ 修繕業務
- ⑦ その他業務
- ⑧ 事業終了時の引継ぎ業務

4) 事業期間終了時の対応

事業期間終了時の対応については、発注者及び事業者が、事業期間終了日の2年前に協議を始め、事業期間終了の1年前を目途に決定するものとする。発注者及び事業者が協議により合意した内容に基づき、引き継ぎ業務の詳細、事業期間終了後の事業者の責任等を定める。

2.8 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

ア) 設計建設期間

令和12年3月31日まで

イ) 維持管理期間

令和4年4月1日から令和17年3月31日まで^{※1}

（ただし、令和4年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること）

※1 令和4年4月以降は、現在の若木浄水場等の維持管理を現行の委託業者から引き継ぐ。

2.9 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 12,881,110,000円 (税込み)

※設計建設費及び維持管理費の合計

2.10 関係法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令、指針及び各種基準書等を遵守するものとする。

2.11 本市による事業の実施状況のモニタリング

1) 目的及び方法

本市は、事業者が提供する業務内容の確認等を目的にモニタリングを行う。

モニタリングの方法は、事業者提案によるセルフモニタリングの内容を踏まえて本市が定め、モニタリング計画書として事業者へ提示する。事業者は本市が提示するモニタリング計画書に基づき、書類提出、会議体の開催及び現地確認協力等を行うものとする。本市は事業者が提出する書類や現地状況を確認することで、事業が適正に遂行されているかのモニタリングを行う。

2) モニタリングの内容

ア) 調査設計業務及び建設工事業務

調査設計業務及び建設工事業務のモニタリングでは、事業者が行う調査設計業務及び建設工事業務が本市の定める要求水準書、事業者が提出する技術提案書及び設計建設業務請負契約書に適合するものであるかの確認を行う。

事業者が実施する調査設計業務及び建設工事業務の水準が要求水準書及び技術提案書で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ) 維持管理業務

維持管理業務のモニタリングでは、事業者が行う維持管理業務が本市の定める要求水準書、事業者が提出する技術提案書及び維持管理業務委託契約書に適合するものであるかの確認を行う。そのため、本市は定期的に業務実施状況の確認を行う。

事業者の実施する維持管理業務の水準が要求水準書及び技術提案書で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、サービスの対価の減額基準等については、維持管理業務委託契約書に示す。

3) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担す

る。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4) モニタリングの体制

本市はモニタリングの実施にあたり、第三者の協力を得る場合がある。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

本事業に係る事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである（日程は都合により変更する場合がある）。

実施事項	日程
実施方針の公表	令和3年6月21日（月）
現地説明会の実施	令和3年6月30日（水）
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年7月5日（月）まで
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年7月21日（水）
プロポーザル公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の公表）	令和3年7月21日（水）
現地見学会の実施	令和3年8月5日（木）
募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年8月19日（木）まで
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月9日（木）
参加表明書等の受付締切	令和3年9月24日（金）
参加資格確認結果の通知	令和3年10月7日（木）
提案書類の受付	令和3年11月15日（月）から 令和3年11月19日（金）まで
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和3年12月上旬頃
優先交渉権者の決定	令和4年1月19日（水）
基本協定の締結	令和4年1月下旬頃
事業契約の締結	令和4年2月上旬頃

3.2 応募者の構成及び事業スキーム

1) 応募者の構成等

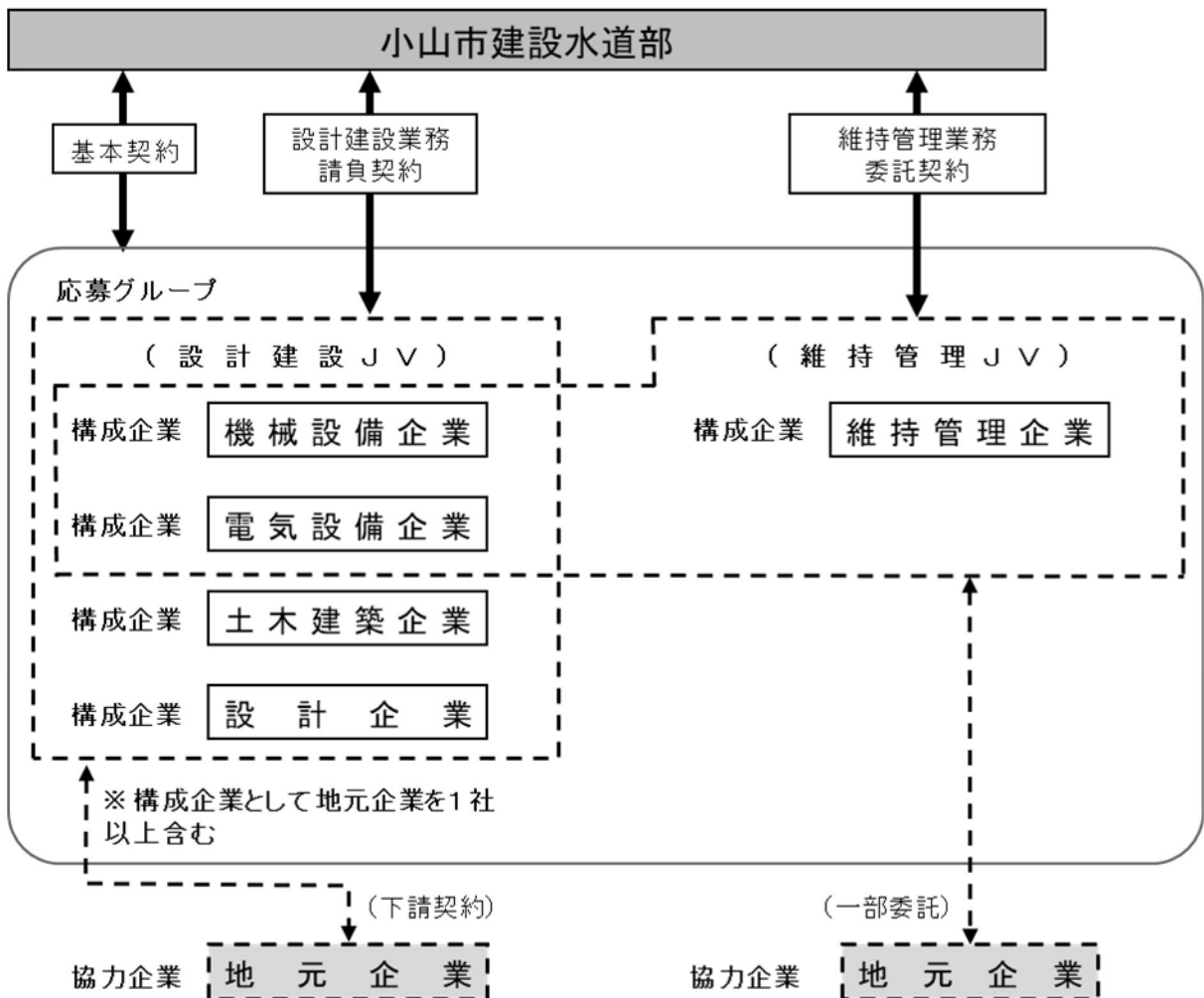
- ア) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募者を構成する企業を「構成企業」とする。また、構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」という。
- イ) 応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業とする。なお、各企業に必要な資格要件は「6 応募者の備えるべき応募資格」による。
- ① 各工種における構成企業の企業数の上限は設けない。
 - ② 一応募グループの構成企業及び協力企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。また、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業及び協力企業となる場合は、その組合員の企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった応募グループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。
 - ③ 応募グループは、構成企業として小山市内に本社又は本店を有する企業（以下、「地元企業」という。）を1社以上含むものとする。
 - ④ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に代表企業（3.2 1) ウ) で定める。）及びその他の構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。また、代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結していること。
 - ⑤ 応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。
- ウ) 応募グループは構成企業を代表する企業1社（以下、「代表企業」という。）を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設、維持管理の各事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設、維持管理に至る事業全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。
- ① 代表企業の変更は、原則として認めない。
 - ② プロポーザル参加資格確認のための申請書類の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると認めた場合、かつ、提案書類の提出前に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- エ) 本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体（以下、「設計建設JV」という。）を結成するものとする。なお、設計建設JVの組成方法は応募グループの提案とする。
- オ) 本施設の維持管理を行う企業は、本施設の維持管理を行う目的で共同事業体（以下、「維持管理JV」という。）を結成するものとする。なお、維持管理JVの組成方法は応募グループの提案とする。
- カ) 維持管理JVの代表企業は水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者を本業務

に配置できること。

- キ) 統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、代表企業から選出するものとする。ただし、設計建設期間、維持管理期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。

2) 事業スキーム例

本事業で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考として、かつ1)に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。



※ 構成企業から応募グループ及び設計建設JV、維持管理JVの代表企業を1社選定するものとする。

※ 応募グループと設計建設JVの代表企業は同一とし、維持管理JVの代表企業は設計建設JVと同じ、もしくは維持管理企業とする。

※ 設計建設JV、維持管理JVの組成方法は事業者の提案とする。

3.3 プロポーザル応募に関する手続き

1) 現地見学会

現地見学会の実施要領等は下記のとおりである。

日時	令和3年8月5日（木）午後1時30分～午後5時30分
開催場所	若木浄水場 及び羽川西浄水場 他
受付期間	募集要項等の公表から令和3年7月30日（金）午後5時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。なお、電子メール送信後、令和3年8月2日（月）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
申込書の様式	募集要項（様式1）を用いて、申込書を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における現地見学会参加申込】とすること。ただし、『□□』は参加者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.5に記載の担当窓口
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> a. 説明会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。 b. 参加人数は、1企業2名までとする。 c. 参加申込状況によっては、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。 d. 本市職員による現地案内を行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。 e. 参加者は安全帽又はヘルメットを着用し、安全に配慮すること。 f. 見学会では募集要項等は配布しないため、必要に応じて各自持参すること。 g. 本説明会への参加・不参加による選定審査への影響は一切ないものとする。 h. 浄水施設内部の見学を希望する場合は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌（O157）を対象とした保健所等の検査成績書（検査後6ヶ月以内のもの）を提出とする。

2) 閲覧資料の貸与

閲覧資料の貸与を希望する場合は以下のとおり申し込みを行う。

申込期間	募集要項等の公表から令和3年7月30日（金）午後5時まで
申込方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。なお、電子メール送信後、令和3年8月2日（月）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
資料閲覧申込書の様式	募集要項（様式2）及び募集要項（様式3 守秘義務の遵守に関する誓約書で、押印したもの）をPDFファイルに変換して、添付ファイルとして電子メールにて送信すること。
閲覧方法	閲覧対象資料を保存したDVD-Rを貸与する。募集要項（様式2）に記載された希望日をもとに貸与日を定め、その旨を申込者へ通知する。受付窓口にて、申込者であることを確認できる書類（申込書、誓約書の原本）を持参いただき、受領確認後、貸与する。
貸与資料の返却	貸与資料（DVD-R）は、受取後1週間以内に申込者の負担で受付窓口まで郵送すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における資料閲覧申込】とすること。ただし、『□□』は参加者の企業名とする。
受付窓口	3.5に示す担当窓口

3) 募集要項等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

募集要項等に関する質問は次のとおり受け付ける。

受付期間	募集要項等の公表から令和3年8月19日（木）午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和3年8月20日（金）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	募集要項（様式4～11）「募集要項に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（同じファイル形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【募集要項等に関する質問（「企業名」）】とすること。
受付窓口	3.5に示す担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和3年9月9日（木）
公表の方法	本市ホームページに質問回答を掲載

4) 参加表明書等の受付

応募者は、受付期間内に参加表明書等の書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	募集要項等の公表から令和3年9月24日（金）午後5時まで
受付方法	持参とする
提出書類	5.1に示す「応募資格審査に関する提出書類」
受付窓口	3.5に示す担当窓口

5) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和3年11月15日（月）から令和3年11月19日（金）午後5時まで
受付方法	持参とする
提出書類	5.2に示す各種提出書類
受付窓口	3.5に示す担当窓口

6) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	参加表明書等の提出から令和3年11月19日（金）午後5時まで
受付方法	持参とする
提出書類	5.1に示す「様式Ⅱ-1」
受付場所	3.5に示す担当窓口

7) プレゼンテーションの実施及び応募者へのヒアリング

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

日程及び内容の詳細については、該当する応募者の代表企業に令和3年11月30日(火)までに別途通知する。

3.4 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及びその他資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者が決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

なお、本市に提出された資料は、本市情報公開条例に基づき、公開することができる。ただし、その範囲は応募者へ事前に確認する。

5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- イ) 事業名及び見積金額のない書類
- ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- エ) 事業名に誤りのある書類
- オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- カ) 見積金額を訂正した書類
- キ) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類
- ク) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口到達しなかった書類
- ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合においても応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

11) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

- ア) 応募者の名称は「○○・●●・□□・■ ■ 共同企業体」とすること。
- イ) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。
- ウ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とする。

12) 応募の中止等

本市がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがある場合、すでに公告若しくは通知した事項の変更又は本事業を延期若しくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、本市は賠償責任を負わないものとする。

3.5 担当窓口

問合せ等の担当窓口は、以下のとおりとする。

なお、窓口の対応は平日の正午から午後1時を除く午前9時から午後5時までとする。

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市水道事業

TEL : 0285-24-7616

FAX : 0285-23-0342

電子メール : d-iyogesisetu@city.oyama.tochigi.jp

※電子メールでのお問い合わせについては、宛先に「□□_若木浄水場等更新整備及び維持管理事業について」と入れてください。
ただし、□□は質問者の企業名とします。

第4章 応募者の備えるべき応募資格

4.1 応募者の応募資格要件（共通）

- ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ウ) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において、市の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- オ) 直近1年間に国税及び地方税を滞納していないこと。

4.2 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次のア) からエ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ) 令和3・4年度の小山市建設工事等入札参加有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント」、「建築関係建設コンサルタント」に登録されている者であること。
- ウ) 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。なお、応募者と本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- エ) 国内において、地方公共団体等^{※1}が発注する水道事業における浄水場（公称能力10,000m³/日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の実施設計の履行実績があること。

※1 企業団、企業庁、事務組合、簡易水道、専用水道等を含む

4.3 土木建築企業に必要な資格要件

土木建築企業は、単独企業の場合は次のア) からウ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事について特定建設

業の許可を受けていること。

- イ) 令和 3・4 年度の小山市建設工事等入札参加有資格者名簿の「土木一式」、「建築一式」に登録されている者であること。
- ウ) 土木一式工事、建築一式工事は、次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できることとする。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、土木一式工事、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。
なお、事業契約締結後から土木一式工事、建築一式工事の施工開始前までの専任は求めない。

【土木一式工事】

- ① 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - *同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1 級建設機械施工技士
 - b 建設業法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

【建築一式工事】

- ① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - *同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 建築士法による 1 級建築士の資格を有し、同法による登録を受けている者
 - b 建設業法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者
- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（建築工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P 点）が土木一式工事及び建築一式工事について 1,050 点以上（ただし、地元企

業の場合は土木一式工事または建築一式工事について第4章 応募者の備えるべき応募資格 7) のイ) の要件を満たすこと) であること。

4.4 機械設備企業に必要な資格要件

機械設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、機械設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、機械器具設置工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 令和3・4年度の小山市建設工事等入札参加有資格者名簿の「機械器具設置」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

なお、事業契約締結後から機械器具設置工事の施工開始前までの専任は求めない。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査について、参加表明書の提出期限日において、総合評定通知書の総合評定値（P点）が機械器具設置工事及び水道施設工事について1,050点以上（ただし、地元企業の場合は機械器具設置工事または水道施設工事について第4章 応募者の備えるべき応募資格 7) のイ) の要件を満たすこと) であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力10,000m³/日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績があること。

4.5 電気設備企業に必要な資格要件

電気設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、電気設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 令和3・4年度の小山市建設工事等入札参加有資格者名簿の「電気」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（電気工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付

を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合、機械器具設置工事及び電気工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。

なお、事業契約締結後から電気工事の施工開始前までの専任は求めない。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査について、参加表明書の提出期限日において、総合評定通知書の総合評定値(P点)が電気工事について1,050点以上(ただし、地元企業の場合は電気工事について第4章 応募者の備えるべき応募資格7)のイ)の要件を満たすこと)であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場(公称能力10,000m³/日以上)の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式)の電気工事(中央監視・計装設備を含む一式)の完成実績があること。

4.6 維持管理企業

維持管理企業は、単独企業の場合は次のア) からイ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、維持管理企業を複数の企業で構成する場合、イ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 令和3・4年度の小山市物品購入等入札参加有資格者名簿「H0 浄水施設運転管理」に登録されている者であること。
- イ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場(公称能力10,000m³/日以上)の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式)で24時間連続して運転監視する維持管理業務を元請として2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

4.7 地元企業に必要な資格要件

構成企業として応募グループに参加する地元企業は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 設計企業となる場合は、第4章 応募者の備えるべき応募資格2)の要件をすべて満たす者であること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち担当する工種に登録されており、担当する工種に対して本市が認定する合計評定が下表の点数以上であること。

土木建築企業		機械設備企業		電気設備企業
土木一式工事	建築一式工事	機械器具 設置工事	水道施設工事	電気工事
860	860	770	770	770

- ウ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日

現在、本市内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。

- エ) 国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。なお、専任が必要となる工事の場合であっても事業契約締結後から分担する工事の施工開始前の期間及び施工完了以降の期間の専任は求めない。
- オ) 維持管理企業の構成企業となる場合は、令和3・4年度の小山市物品購入等入札参加有資格者名簿「H0 浄水施設運転管理」に登録されていること。
- カ) 維持管理企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に本社又は本店を有すること

4.8 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、構成企業及び協力企業になることはできない。

- ア) 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定審査委員会（以下、「事業者選定審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- イ) 本事業に係る事業者選定支援業務受託者又はその者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 NJS（本社所在地：東京都港区芝浦 1-1-1）

4.9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、「第4章 応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

提出書類の種類	様式	部数
【様式Ⅰ 応募資格審査に関する提出書類】		
・ 応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－１	２部
・ 参加表明書	様式Ⅰ－２	２部
・ 応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ－３	２部
・ 委任状	様式Ⅰ－４	２部
・ 資格審査申請書	様式Ⅰ－５	２部
【添付資料】		
・ 会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	－	２部
・ 設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	－	２部
・ 設計企業において、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法に定めるものをいう。）が１名以上在籍していることを証明する書類	－	２部
・ 設計業務の実施を担う者が受託した、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の実設計の完了実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し	－	２部
・ 機械設備企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－	２部
・ 電気設備企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－	２部
・ 維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力 10,000m ³ /日以上の水源を表流水もしくはダムとする急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する維持管理業務を元請として 2 年以上継続して履行した実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－	２部
・ 土木建築企業、機械設備企業及び電気設備企業において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	－	２部
・ 工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」の写し	－	２部
・ プロポーザル応募辞退届	様式Ⅱ－１	１部

注) 提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。

5.2 提案内容審査に関する提出書類

提出書類の種類	様式	部数
【様式Ⅲ 提案書類提出関係様式】		
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－１	２部
・提案書類提出書	様式Ⅲ－２	２部
・委任状	様式Ⅲ－３	２部
・見積書	様式Ⅲ－４	２部
設計建設費用計画A	様式Ⅲ－４－①	２部
設計建設費用計画B	様式Ⅲ－４－②	２部
維持管理費用計画A	様式Ⅲ－４－③	２部
維持管理費用計画B	様式Ⅲ－４－④	２部
維持管理費用計画C	様式Ⅲ－４－⑤	２部
維持管理費用計画D	様式Ⅲ－４－⑥	２部
【様式Ⅳ 技術提案概要書】		
・技術提案概要書 表紙（正本）	様式Ⅳ－表紙	１部
・技術提案概要書 表紙（副本）	様式Ⅳ－表紙	１ １部
・技術提案概要書	様式Ⅳ－１	１ ２部
【様式Ⅴ 技術提案書】		
・技術提案書 表紙（正本）	様式Ⅴ－表紙	１部
・技術提案書 表紙（副本）	様式Ⅴ－表紙	１ １部
【様式Ⅴ－１ 技術提案書（事業全体に関する事項）】		
・基本方針に関する提案	様式Ⅴ－１－１	１ ２部
・事業の実施体制	様式Ⅴ－１－２－①	１ ２部
・設計建設業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－②	１ ２部
・維持管理業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－③	１ ２部
・事業全体のリスク管理	様式Ⅴ－１－２－④	１ ２部
・関係法令リスト	様式Ⅴ－１－２－⑤	１ ２部
・業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－①	１ ２部
・業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－②	１ ２部
・業務実施体制に関する提案－維持管理業務の体制－	様式Ⅴ－１－３－③	１ ２部
・セルフモニタリングに関する提案	様式Ⅴ－１－４	１ ２部
【様式Ⅴ－２ 技術提案書（設計建設業務に関する事項）】		
・調査業務に関する提案	様式Ⅴ－２－１	１ ２部
・土木・建築施設に関する提案	様式Ⅴ－２－２	１ ２部

提出書類の種類	様式	部数
主要建築物リスト	様式V-2-2-①	12部
主要場内整備施設リスト	様式V-2-2-②	12部
主要撤去施設リスト	様式V-2-2-③	12部
・機械設備に関する提案	様式V-2-3	12部
主要機械設備リスト	様式V-2-3-①	12部
・電気計装設備に関する提案	様式V-2-4	12部
主要電気設備リスト	様式V-2-4-①	12部
主要計装設備リスト	様式V-2-4-②	12部
主要監視設備リスト	様式V-2-4-③	12部
・建設工事に関する提案	様式V-2-5	12部
【様式V-3 技術提案書（維持管理業務に関する事項）】		
・運転管理業務に関する提案	様式V-3-1	12部
・保守管理業務に関する提案	様式V-3-2	12部
点検リスト（建築物）	様式V-3-2-①	12部
点検リスト（機械設備）	様式V-3-2-②	12部
点検リスト（電気設備）	様式V-3-2-③	12部
点検リスト（計装設備）	様式V-3-2-④	12部
点検リスト（監視設備）	様式V-3-2-⑤	12部
・修繕業務に関する提案	様式V-3-3	12部
修繕リスト（機械設備）	様式V-3-3-①	12部
修繕リスト（電気設備）	様式V-3-3-②	12部
修繕リスト（計装設備）	様式V-3-3-③	12部
修繕リスト（監視設備）	様式V-3-3-④	12部
・ユーティリティ調達業務に関する提案	様式V-3-4	12部
・環境整備業務に関する提案	様式V-3-5	12部
・災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	様式V-3-6	12部
・その他業務に関する提案	様式V-3-7	12部
・業務終了時の引継ぎ業務に関する提案	様式V-3-8	12部
【様式V-4 技術提案書（その他に関する事項）】		
・地域への貢献に関する提案	様式V-4-1	12部
・環境配慮に関する提案	様式V-4-2	12部
・本市水道事業に資する提案	様式V-4-3	12部
【様式VI 技術提案書添付資料】		
・技術提案書添付資料 表紙（正本）	様式VI-表紙	1部

提出書類の種類	様式	部数
・技術提案書添付資料 表紙（副本）	様式VI-表紙	1 1 部
・添付資料一覧表	様式VI- 1	1 2 部
・要求水準適合チェックリスト	様式VI- 2	1 2 部
・各様式に対する添付資料	—	1 2 部
・計画施設図面集	—	1 2 部

(注意事項)

- ・提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。
- ・提案書（様式IV～VI）については、提出部数1 2部のうち、1部は正本とし、残り1 1部を副本とする。また、副本1 1部は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとする（副本の表紙は、別途、本市が指定する名称を記載すること）。
- ・電子データはウイルスチェックを行ったうえで、CD-R 又は DVD-R に格納して提出するものとし、原本データ（WORD、EXCEL）及び提案書類一式の電子ファイルデータ（PDF）を保存すること。なお、正本、副本それぞれ電子データを保存し、副本のPDFについてはしおりを設けた上で、文字検索が可能なものとする。

第6章 事業者の選定方法

6.1 事業者選定審査委員会

事業者の選定にあたり、本市は若木浄水場等更新整備及び維持管理事業者選定審査委員会を設置する。事業者選定審査委員会は、提案内容審査における募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次の6.6～6.8に示す事項を実施する。

6.2 事業者選定において重視するポイント

本市は事業者の選定にあたって次の事項を重視する。

- ① 本事業は、限られた敷地内で施設の撤去と建設を順次行うとともに、施設を稼働しながら更新整備を行うため、設計建設業務の難易度が高い事業である。さらに、維持管理期間は13年間と長期にわたることから、設計建設業務・維持管理業務ともに、確実に業務を遂行できる体制の構築を求める。
- ② 若木浄水場の更新整備に伴い、若木浄水場は公称能力の半分まで水量が減ることから水運用の安定性確保に関する優れた提案を求める。
- ③ 既存施設による水供給を継続しつつ、更新施設への運転切替を行う必要があるため、確実に安全な建設工事の実施を求める。
- ④ 第三者委託によって事業者が水道法上の責任をもって維持管理業務を遂行するため、施設の確実な運転管理や長寿命化等に配慮した保守点検への取り組みを求める。
- ⑤ 建設工事と維持管理との連携、別途工事との連携、料金関係業務との連携など、連携に関する取り組みを求める。
- ⑥ 本事業による「地域経済の好循環」に資するため、事業者には地域への経済的・技術的な貢献を求める。

6.3 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

ア) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.4 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術

評価に反映することもある。

6.5 提案価格・基礎審査

ア) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

なお、提案価格審査は事業者選定審査委員会における審査の対象外とし、事業者選定審査委員会には技術評価審査の終了まで、応募者の提案価格を開示しない。

イ) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。基礎審査では、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は事業者選定審査委員会へ報告し、承認を得たうえで失格とする。

ウ) 提案価格審査及び基礎審査の結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングの日程を応募者に伝える。

6.6 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

6.7 技術評価審査

応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。

詳細については、「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定基準」による。

6.8 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定基準」による。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.9 優先交渉権者の決定

本市は、事業者選定審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合においても、事業者の選定方法の手順に従い優先交渉権者を決定する。

6.10 審査結果の通知及び公表

本市は、事業者選定審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第7章 本市と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、設計建設業務請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

2) 契約の解除

優先交渉権者が4.9「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.9 1)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けただうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

1) 事業契約の締結

本市は、基本協定の規定に基づき優先交渉権者と基本契約を締結する。なお、優先交渉権者は基本協定締結後、市の所定の手続きを経るものとする。

本市は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設のJVと本事業にかかる設計建設業務請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、対象施設の維持管理を行うために結成する維持管理のJVと本事業にかかる維持管理業務委託契約を締結する。

基本契約、設計建設業務請負契約及び維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、事業契約という。

8.3 契約保証金

設計建設業務請負契約書及び維持管理業務委託契約書に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計	調査費	調査業務	設計
	設計費	基本設計及び詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	工事
		各種許認可等の申請業務	
		各種調査業務	
		補助金申請書等作成補助業務	
維持管理	維持管理費	維持管理業務	維持管理

9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）に従い、支払う。

ただし、設計、工事については各年度支払い協定以上の金額は支払わないものとする。

9.4 建設工事で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

建設工事における本市の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金＋企業債＋補助金等』

イ) 財源の内訳

事業費から自己資金及び補助金等を除いた残りは全て企業債とする。

9.5 維持管理業務で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

維持管理業務における本市の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金』

9.6 物価変動による工事費の変更

- ア) 本市及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- イ) 本市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた請負代金額をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。
- ウ) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき本市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、本市は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- エ) 上記ア)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記ア)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- オ) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、本市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- カ) 予想することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、本市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- キ) 上記オ)、カ)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、本市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、本市は工事費を変更し事業者に通知する。
- ク) 上記ウ)又は前項の協議の開始日については、本市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、本市が上記ア)、オ)又はカ)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、本市に通知することができる。

【参考：オ)、カ)の場合の請負代金の変更方法】

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下、「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。また、スライド額については万円単位で丸めるものとする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額（万円単位）

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α : 単価合意比率又は請負比率、 Z : 官積算額

$P_1 \times 1/100$: 受注者負担額（万円未満切上げ）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$: 減額スライド額（万円単位）

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α : 単価合意比率又は請負比率、 Z : 官積算額

$P_1 \times 1/100$: 発注者負担額（万円未満切捨て）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

令和 年 月 日

募集要項に関する現地見学会参加申込書

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野正富 様

申込者	商号又は名称	
	所在地	
	所属部署	
	担当者名	
	電話	
	Emailアドレス	

「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」に関する現地見学会に以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署名

※現地見学会の参加者は各社2名までとして下さい。

(注) Microsoft Office Excelのファイル形式で提出してください。

資料閲覧申込書

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野正富 様

「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」に係る資料閲覧を次のとおり申し込みます。

申 込 者	商号又は名称	
	所在地	
	所属部署	
	担当者名	
	電話	
	Emailアドレス	

	日時
第一希望	令和3年 月 日 () 午前・午後 時 分
第二希望	令和3年 月 日 () 午前・午後 時 分
第三希望	令和3年 月 日 () 午前・午後 時 分

※ 希望日は、8月3日（火）～8月10日（火）までとします。

令和 年 月 日

小山市 水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

住所又は

所在地

商号又は

名称

代表者

印

守秘義務の遵守に関する誓約書

「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業」（以下「本事業」という。）における技術提案等を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書の提出を条件とする閲覧資料の閲覧を希望します。閲覧に当たっては、次の事項を遵守することを誓約します。

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ閲覧を行うものであり、本目的以外の目的のために閲覧資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、閲覧資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を小山市（以下「市」という。）に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、事前の書面による通知を行った上で、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等を指します。）（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、閲覧資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前2項の定めにより閲覧資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、市から提供される全ての閲覧資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から提供又は開示を受けた閲覧資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は市の事前の承諾ある場合のほか、第三者に対し開示しません。なお、市の承諾は、当社、当社の第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

第3条（善管注意義務）

当社及び当社の第二次被開示者は、市から提供又は開示を受けた閲覧資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内で市から提供を受けた閲覧資料のうちでのみ利用、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき、当社請負義務は、本事業にかかる調達終了後であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

- 1 市から提供又は開示を受けた閲覧資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、当社の第二次被開示者に対して閲覧資料の全部又は一部を開示していたときは当社の第二次被開示者に対して、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により閲覧資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により閲覧資料を破棄することができない場合、当社及び当社の第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。
- 3 当社及び当社の第二次被開示者は、前2項の規定に基づき閲覧資料を破棄したときは、市に対し、その旨報告します。

第8条（その他）

当社は、第1条から第7条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上

募集要項に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2	3)	ア)	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

要求水準書に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2	3)	エ)	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

事業者選定基準に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2)	ウ)	-	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

提出書類作成要領及び様式集に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2)	ウ)	-	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

基本協定書（案）に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2	ウ)	-	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

基本契約書（案）に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2	ウ)	-	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

設計建設業務請負契約書（案）に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項目			
記入例	2	1	2	ウ)	-	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

維持管理業務委託契約書（案）に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_募集要項等に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	2	1	2	ウ)	-	〇〇について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							